

知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 60 号

知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務の代理に関する規則（平成 12 年岩手県規則第 184 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職務を代理する者)</p> <p>第 2 条 法第152条第 2 項の規定による知事の指定する<u>吏員</u>は、総務部長の職にある<u>吏員</u>とする。</p> <p>第 3 条 法第152条第 3 項の規定による上席の<u>事務吏員</u>は、岩手県部局等設置条例（平成12年岩手県条例第72号）第 1 条に定める部局等の長の職にある<u>事務吏員</u>（前条に規定する<u>吏員</u>を除く。）とし、その順序は、同条例第 1 条に定める部局等の順序とする。</p>	<p>(職務を代理する者)</p> <p>第 2 条 法第152条第 2 項の規定による知事の指定する<u>職員</u>は、総務部長の職にある<u>職員</u>とする。</p> <p>第 3 条 法第152条第 3 項の規定による上席の<u>職員</u>は、岩手県部局等設置条例（平成12年岩手県条例第72号）第 1 条に定める部局等の長の職にある<u>職員</u>（前条に規定する<u>職員</u>を除く。）とし、その順序は、同条例第 1 条に定める部局等の順序とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。